

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	スタッフ・選手選考規程において、協会財政を守るため、選手やスタッフによる不利益となる商業行為を制限する規定を設けている。	9, 国際競技会派遣スタッフ・選手選考規程 30, 協賛金に関するフォーマット
17	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	選手選考の規程を整備している。 強化委員会により推薦された選考委員により、選手選考をおこなう。 選考委員により選考された選手について、理事会で承認されたのち決定される。 選手選考に質問、異議がある場合の手続きとして、別途選手の不服申立規程を設けて、選手の権利保護を図っている。	9, 国際競技会派遣スタッフ・選手選考規程 15, 選手等の不服申立規定（自動応諾条項）
18	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員を選考する立場にないことから、適用対象外。 主要大会では、大会開催地区の健勝バレーボール協会に主管委託して開催している。	なし
19	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	税理士事務所、行政書士事務所のサポートを日常的に得られる体制を確認している。	10, 顧問契約書（公認会計士、行政書士、弁護士）
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	2026年に規定を整備した。 コンプライアンス委員会を年1回以上実施し、運営を行う。	27, コンプライアンス規程、委員会規程 34, 委員会名簿
21	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	2026年に規定を整備した。 コンプライアンス委員会を年1回以上実施し、運営を行う。	27, コンプライアンス規程・委員会規程 34, 委員会名簿
22	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員に対しては、適宜コンプライアンスについての意識提起を行っており、JPC配信の動画を各自視聴するよう通知している。（動画URLを記載） ~~~~~ <研修内容> ・下記オンデマンド形式の「JOC・JPC共通インテグリティ教育」研修映像を期間内に全3編（計16話）視聴 ・「インテグリティ全般編」、「SNS利用編」、「誹謗中傷対策編」の各編受講後に「受講確認アンケート」に回答 ※アンケートは、各編の最終話に表示されますので、それぞれ必ずご回答下さい。 「JOC・JPC共通インテグリティ教育」研修映像（アニメーション映像） https://www.youtube.com/playlist?list=PLN-BX1ybUjjIM8tiyPWGIRonYA3InVVV ~~~~~ 今後もこれまで通り、役職員に対して、毎年1回以上のコンプライアンス教育を実施していく	33, 令和6,7年度JDVAインテグリティ研修会【オンデマンド】の案内
23	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手・指導者には合宿でのミーティング時間を使い、コンプライアンス研修の案内を行い、JPC配信の動画を各自で視聴するよう伝えている。（動画URLを記載） ~~~~~ <研修内容> ・下記オンデマンド形式の「JOC・JPC共通インテグリティ教育」研修映像を期間内に全3編（計16話）視聴 ・「インテグリティ全般編」、「SNS利用編」、「誹謗中傷対策編」の各編受講後に「受講確認アンケート」に回答 ※アンケートは、各編の最終話に表示されますので、それぞれ必ずご回答下さい。 「JOC・JPC共通インテグリティ教育」研修映像（アニメーション映像） https://www.youtube.com/playlist?list=PLN-BX1ybUjjIM8tiyPWGIRonYA3InVVV ~~~~~ 今後もこれまで通り、選手・スタッフに対して、毎年1回以上のコンプライアンス教育を実施していく	33, 令和6,7年度JDVAインテグリティ研修会【オンデマンド】の案内
24	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判に対し、指導する立場にないことから対象外。 主要大会では、大会地区の健勝バレーボール協会に主管委託して開催している。	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	弁護士、税理士事務所、行政書士事務所のサポートを日常的に得られる体制を確保している。	10, 顧問契約書（公認会計士、行政書士、弁護士）
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計に関する取引を正確に処理し、財政状況・正味財産の増減を報告している。 事務サイクル：男女経理担当者により事業の報告書作成ののちGMが報告書内容を確認したあと、JPCへ報告書を提出、JPCからの指摘事項があった場合は停滞なく確認、修正を行い再提出をおこなう、また、この内容を保管し次回の報告の確認項目とするようにしている。 監事（豊田氏）は、一般社団法人日本デフ水泳協会の事務局長です。組織運営、経理にも精通しており、日本デフバレーボール協会の監事として十分な適性を備えた人物で、監事による監査を毎年実施している。	11, 第16期決算報告書・監査報告書 34, 役員名簿
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国費による補助金等の利用に関しては、それぞれの審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。また、定期的に関係省庁等による監査を受けている。	12-1,令和8年度JSC会計処理の手引き】
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報等について、協会HPにより法令に基づく開示を行っている。 （開示URL） https://www.main.jdva.org/top/wp-content/uploads/2026/06/決算書_16期.pdf	11, 第16期決算報告書・監査報告書
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考に関する情報は公表しており、「国際競技会派遣スタッフ・選手選考規程」第4条第3項の「選手・スタッフ選考にあたっては、過去の大会での実績や将来性、合宿等の日本デフバレーボール協会の活動への参加実績等も参考とする。」、同第5条「ユースおよびジュニアの選考は、各種大会・合宿等の日本デフバレーボール協会の活動への参加実績を重視する。そのため、特別強化および強化の指定を受けた者を優先的に選考する場合がある。」というのが大まかな選手選考の基準となる。 具体的な選考基準 以下の条件を全て満たす者 ① 55 デシベル以上の聴覚障害を有する男子選手であること ② 日本国籍を有する者 ③ 将来、日本代表として世界選手権、デフリンピック等の国際大会出場を目指す意思を有する者 ④ バレーボール経験を有し、継続的に強化活動へ参加する意欲がある者 ⑤ 協会が定める日本代表活動方針及び各種規程を遵守できる者 ⑥ 聞こえる・聞こえないに関わらず、仲間やスタッフを尊重し、互いを理解しようとする姿勢を持ち、円滑なコミュニケーションに努めることができる者 尚、要求があればより細かい選手選考基準や選考理由を開示する体制は整えている。また、日本代表候補選考にあたり説明会を実施して、選手選考に関する情報を提供している。	9, 国際競技会派遣スタッフ・選手選考規程 24, 選考会実施要領・ガイダンス（強化トレーニング）
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示すること	ガバナンスコード（自己説明）の公表を行っている。 URL明記 https://www.main.jdva.org/overview/	当該資料
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	重要な契約締結の際には、行政書士と相談し客観性、透明性につき、内容および利益相反の有無という観点からの確認を実施している。 利益相反ポリシーに基づいた規程があり、利益相反を適切に管理している。	26, 利益相反管理規程